

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年 2月24日

分任支出負担行為担当官
近畿地方整備局
大和川河川事務所長 鈴木 俊朗

1. 一般競争に付する事項

- (1) 調達案件の名称及び数量 トナー類購入 (電子入札対象案件)
契約予定数量
トナーカートリッジ(ブラック 2本セット)
30セット 外29点
なお、予定数量はあくまで予定であり、実際の発注は増減が生ずる場合がある。
その他詳細は別冊仕様書のとおり。
- (2) 調達案件の概要 大和川河川事務所において使用するトナー類の購入を単価契約で行うものである。
- (3) 納入期間 契約締結の翌日から平成25年 3月29日まで
- (4) 納入場所 大阪府藤井寺市川北3-8-33
大和川河川事務所
- (5) 入札方法
基準単価項目に対する単価について入札に付する。(但し、消費税及び地方消費税は含まない)
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
電報及び郵送による入札は認めない。
入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (6) 電子入札システムの利用
本案件は、入札及び証明書等の提出を電子入札システムで行う対象案件である。
なお、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

2. 競争参加資格等

(1) 競争参加資格

予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」のC又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

平成19年度以降において、事業所等に対し当該購入物品の仕様書記載項目のうち、いずれかの物品に係る元請けとしての納入実績があることを証明した者であること。

証明書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。

電子入札システムによる場合は、電子認証(ICカード)を取得していること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒583-0001

大阪府藤井寺市川北3-8-33

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 経理課 専門調査員

電話072-971-1381(内線216)

(2) 入札説明書の交付場所 上記3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付期間

平成24年 2月24日(金)から平成24年 3月 7日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9時00分から午後 4時00分まで。

(4) 入札説明書の交付方法

書面により交付を行う。なお、郵送(着払)による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。

(5) 電子入札システムのURL

国土交通省電子入札システム

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Acceptor/>

(6) 電子入札システム及び紙入札方式による競争参加資格確認申請書及び証明書等の受領期限

平成24年 3月 8日(木) 午後 4時00分

(7) 電子入札システム及び紙入札方式による入札書の受領期限

平成24年 4月 9日(月) 午後 4時00分

(8) 開札の日時及び場所

平成24年 4月10日(火) 午後 1時30分

近畿地方整備局 大和川河川事務所 入札室

4. その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

電子入札システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記 3 (5) に示す URL に提出しなければならない。

紙入札方式により参加を希望する者は、所定の受領期限までに競争参加資格確認申請書及び証明書等を上記 3 (1) に示す場所に提出しなければならない。

なお、 、 いずれの場合も、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から競争参加資格確認申請書及び証明書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札、入札の条件に違反した入札及び電子入札システムを利用するための IC カードを不正に使用した者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約単価の決定方法

基準単価項目については、落札された入札書記載価格に消費税及び地方消費税相当額を加算したものを契約単価とする。(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)

その他の項目については、落札された入札書記載価格に、入札説明書に記載している競争参加資格確認の結果通知後に提示する基準単価率を乗じたうえ、有効数字を上位 3 桁とし、4 桁以下を切り捨てた後に消費税を加算したものを契約単価とする。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) その他 詳細は入札説明書による。